

第 11 回 宝塚市公契約条例検討委員会 会議概要

【日 時】 令和 8 年（2026 年）2 月 5 日（木）午前 10 時～正午

【場 所】 宝塚市役所本庁舎 4 階 特別会議室

【出席委員】 7 名（定数 8 人 欠員 1 名）

川勝 健志 在間 秀和 寺田 友子 瀬尾 武夫
田中 達夫 堀口 吉志 藪内 剛（敬称略、順不同）

森市長（冒頭挨拶後、公務のため退席）

【事務局】 中出総務部長

横山行政管理担当次長

小川契約課長、契約課課員（岡本係長、雑賀係長、米川係員）

【開催形態】 公開（傍聴人 3 人）

【議事】

1 市長挨拶

2 委員会の成立

3 傍聴等の取り扱い

4 報告 委員の解嘱・委嘱について

事業主代表委員 1 名が辞任し、推薦団体より後任委員を委嘱。

労働者代表委員 1 名が辞任し、現在後任選考中。

5 議題

議題 1 宝塚市公契約条例について

【資料説明】

- ・兵庫県内未制定団体の検討状況
- ・制定済団体の運用状況
- ・制定済団体のアンケート回答状況

●委員長：

宝塚市公契約条例案については、この委員会の中でこれまで積み上げて検討し、一定のまとめをしました。この案について、検討委員会を長らく中断していたということもあり、また市長挨拶の中にあつたように、この間に社会情勢の変化もありましたので、そういったこ

とも含めて、修正の必要性について審議します。

いろいろ変化があったとしても、基本的には修正不要ではないかのご意見があればそのように仰っていただければいいですし、変化を受けて、少しこういった修正が必要なんじゃないかというご意見があれば、ご発言いただきたいと思います。

ざっくりばらんにご意見ちょうだいできればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員：

大分論議しましたし、私はこれで十分だというふうに思います。

●委員長：

条例案の作成にあたっては議論を積み重ねてきたという経過がございますので、変化があったとはいえ、この検討委員会としては普遍性の高い内容にまとめさせていただいていると思います。そのことも含めて、この案の通りでいいんじゃないか、というご意見をちょうだいいたしました。

○委員：

労働者側代表として言えば、制定されるのであれば、やっぱり最終的に賃金条項が、と思いますが、細かい点についてはここで決めることでもありませんから。

今までの流れの中で落ち着いた内容であり、現在のもので良いのではないかと思います。

●委員長：

過去の議論でも、実際に制度を運用していくプロセスにおいては、条例という大きな枠組みでないところで制度設計を行い、実務のやり方を決めるのだから、条例案としてはこれで十分ではないか、というご意見をいただいていた。現在の案で良いのではないか、というご意見を、重ねていただけたのかなと思いました。

○委員：

中間答申はあれで良いのですが、作成から時間が経過しました。賃金の設定については、職種によって求められる能力や技能、働き方に差があるので、一律の基準設定はそぐわないという声があります。自分の技術や能力に自負を持っている人には、そのように設定されるのを嫌う人もいます。職種によって適用の可否を慎重に検討する必要があると考えます。

また、社会経済状況が大きく変化しています。官民ともに人手不足で、特に建設分野の技術者不足を実感しています。行政による詳細な賃金確認や監督には、相当の作業量が生じますが、工事現場では100人、200人では済まない規模で働くことがあります。各人の給与台帳などを確認するとなると、実務として本当に可能なのかという疑問があります。工事契約について現実的に運用できるかどうか、慎重に考える必要があるのではないのでしょうか。資材価格の高騰も顕著です。たとえば、近畿の生コンクリート価格は全国でも高い状況にありますが、このような状況が続けば、コンクリートを多く使う工事には手を挙げる事業者がいなくなる可能性もあるのではないかと感じています。

契約に関する理念を示すことは重要ですが、実務上の実現可能性や行政がどこまで介入するかなど、現在の社会情勢を踏まえた内容にする必要があるのではないかと思います。

○委員：

条例案については、我々の代表も参加していた議論の積み重ねがあり、特段の修正は必要ないと考えます。

私どもは宝塚市で総合建設業を営んで 60 年余りになりますが、もう 10 年以上、公共の仕事はしていません。民間の工事ばかりで、その実情を言いますと、基本的に自由競争です。この仕事をこの金額でどうやってこなすかを考え、協力業者も含めて皆で協力していきます。この人の最低賃金がどうだ、ということではなく、それぞれが努力をして、しっかり給与を確保しながら、より質の高い仕事をしようとするのです。

賃金下限額を条例で定めるという点については、正直なところ、まだ自分の中で十分に整理しきれていない部分もあります。ただ、働く人にとって生活していける給与を確保することや、文化的な生活ができる水準を保つことは権利であり、大切であるという点については理解しているため、理念型条例が適当ではないかなと思います。

○委員：

私も、結論的には条例案について修正の必要はないと思っています。

配布資料のアンケート結果において、「賃金下限額設定の対象になることで、事業の質の向上につながったと考えるか」との設問への回答で、「質の向上につながった」という数字がかなり多いというのは、注目していいんじゃないかと思いました。

それから、働く人たちの権利確保という面は非常に大きな要素としてあると思うのですが、それだけでなく、「市内事業者を市外事業者に優先するとの規定を設けたか」という質問で「設けた」と回答した 33 の自治体において、「市内事業者の発注件数・頻度が変化したか」という設問に「増加した」と回答した自治体が 14 あります。地方自治体で公契約条例を制定するということが、地元の事業者の活性化に繋がるという効果には注目していいのではないかと思います。これらの結果からしても、中間答申は、かなり当を得ているのではないかと思います。

また、私なりに調べてみますと、公契約条例を制定している自治体は現在 91 団体あり、そのうち賃金条項を設けているところが 33 団体という状況でした。最近、賃金条項の入った条例を制定する自治体が増えてきている印象です。そういった全国の傾向からしても、中間答申の内容はその流れに沿っているのではないかと思います。

○委員：

基本的に、賃金条項の扱いが主要な論点であると思います。下限設定については長が決定するので、できるだけ最低限の条例案になっていると思います。賃金下限額の設定がある方が、当然に良いと考えていますので、条例案についてはこのままで良いと思いました。

●委員長：

ひととおり皆さんからご発言いただきました。

先ほど委員のお話にありましたが、賃金条項というものを導入する場合でも、それになじむものと、なじまないものがあるのではないかというご意見はこれまでもいただいています。また、今の条例案の方向性で言うと、賃金条項を適用する場合にも、限定したケースでまずは始めるべきではないかという、そういう話も過去させていただいたかと思います。

広い意味で、今の答申案は両論併記的な内容になっていると思います。先ほども少し言及しましたが、条例という大きな法の枠組みの中で、実務レベルに立ち入るような細かいところまで書き込むとかえって柔軟性を失うという側面もありますし、昨今の情勢変化に対応していくという意味においても、実務レベルのところは、もう少し違う形で詰めていく必要があるだろうという、こういう話も、検討委員会の中で積み重ねてきた内容であったのではないかと思います。

委員から近年のトレンドをご紹介いただきましたが、少し間が空いたとはいえ、我々の方で答申案としてまとめたものと、さほど大きな違いがないというか、むしろこう整合的な内容になってるんじゃないかという、お話もいただきました。

皆さんからご意見を伺いましたが、本日の議論を踏まえると、条例案そのものについて具体的な修正を求めるご意見は特に出ていなかったように思います。

そのような整理でよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、事務局から、今後の予定について説明してください。

◇事務局

結論をいただきましたので、パブリック・コメント実施に向けて手続きを進めていきます。なお、時点修正のほか、施行日や、予算が必要になる審議会委員の数等の事務的事項については、庁内手続の中で修正する可能性があります。実施の目途がつかましたら、ご連絡差し上げます。

●委員長：

以上をもちまして閉会します。